



鳥取県公報

平成 18 年 10 月 31 日(火)
第 7 8 3 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (791) (指導管理室) 2
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称の変更 (792) (東部総合事務所福祉保健局) . . . 2
	指定居宅介護支援事業者の事業所の名称の変更 (793) (〃) 2
	指定介護予防サービス事業者の事業所の名称の変更 (794) (〃) 2
	建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (2 件)
	(795・796) (西部総合事務所生活環境局) 3
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (797) (倉吉保健所) 4
	種畜証明書の交付 (798) (畜産課) 4
	土地改良法による換地処分 (799) (耕地課) 5
◇ 労働委員 会告示	鳥取県労働委員会事務局処務規程の一部改正 (2) 6
◇ 公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (管理課) 7
	採石業務管理者試験の合格者 (治山砂防課) 10
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品調達室) 10

告 示

鳥取県告示第 791 号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住所	名称
平成 18 年 10 月 22 日	境港市竹内町 412-1	株式会社山陰合同銀行 境南出張所

鳥取県告示第 792 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社サポートライフ 代表取締役 竹内 晋治	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	平成 18 年 9 月 20 日

鳥取県告示第 793 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社サポートライフ 代表取締役 竹内 晋治	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	平成 18 年 9 月 20 日

鳥取県告示第 794 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指

定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所 の所在地）	介護予防サービス事業 を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を 行う事業所の所在地	変更年月日
株式会社サポートライフ 代表取締役 竹内 晋治	鳥取市東今在家 321-26	株式会社サポートライフ	鳥取市東今在家 321-26	平成 18 年 9 月 20 日

鳥取県告示第 795 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第 14 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 意見の聴取の日時及び場所

平成 18 年 11 月 7 日（火）午後 2 時から

境港市昭和町 1

みさき会館 会議室

2 事案の内容

建築基準法第 48 条第 12 項ただし書の規定により次の建築物の用途の変更の許可をしようとするものである。

(1) 申請者

境港市竹内団地 80

友田水産株式会社 代表取締役 森脇一行

(2) 建築物の位置

境港市昭和町 13-26

(3) 建築物の用途

(変更後) 寄宿舎

(4) 工事種別

用途変更

(5) 建築物の構造

鉄骨造 2 階建

(6) 建築物の面積

建築面積 170.75 平方メートル

延べ面積 332.75 平方メートル

鳥取県告示第 796 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 13 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第 14 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 意見の聴取の日時及び場所

平成 18 年 11 月 7 日（火）午後 3 時から

境港市昭和町 1

みさき会館 会議室

2 事案の内容

建築基準法第 48 条第 12 項ただし書の規定により次の建築物の用途の変更の許可をしようとするものである。

(1) 申請者

境港市昭和町 7

株式会社上野水産 代表取締役 上野洋二

(2) 建築物の位置

境港市昭和町 7

(3) 建築物の用途

(変更後) 寄宿舍

(4) 工事種別

用途変更

(5) 建築物の構造

鉄骨造 2 階建

(6) 建築物の面積

建築面積 255.13 平方メートル

延べ面積 416.77 平方メートル

鳥取県告示第 797 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県倉吉保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	辞退年月日
武本薬局	倉吉市西倉吉町 22-14	平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県告示第 798 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明 書番号	名前	品種	生年月日	産地	血 統		級別	飼養者の所在地及び 名称
					父	母		
平 18 鳥取県臨 第 1 号	峰友	黒毛和種	平成 17 年 6 月 3 日	日野郡 日南町	峯勝	もりひめ	2 級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試験場
平 18 鳥取県臨 第 2 号	峯照	〃	平成 17 年 8 月 13 日	鳥取市	峯勝	くらいと	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 3 号	勝忠桜	〃	平成 17 年 6 月 17 日	東伯郡 琴浦町	勝忠平	さくら	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 4 号	淡溪 1732	〃	平成 17 年 4 月 6 日	〃	北国茂	かみひら 1 の 1	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人家畜改 良センター鳥取牧場
平 18 鳥取県臨 第 5 号	博恵 1745	〃	平成 17 年 7 月 20 日	〃	茂勝鶴	ちえ	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 6 号	一樺 1752	〃	平成 17 年 8 月 3 日	〃	安茂勝	あいこ	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 7 号	博秋 1765	〃	平成 17 年 8 月 19 日	〃	茂勝鶴	ふじやす ふく	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 8 号	菊 知 恵 1766	〃	平成 17 年 8 月 19 日	〃	美津照	みつやす 1 の 1	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 9 号	一生 1777	〃	平成 17 年 9 月 8 日	〃	安茂勝	やすふく	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 10 号	院溪 1782	〃	平成 17 年 9 月 14 日	〃	安福 165 の 9	かみひら 1 の 1	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 11 号	菊楽 1783	〃	平成 17 年 9 月 14 日	〃	美津照	ほこにじ 442	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 12 号	綾匙 1789	〃	平成 17 年 9 月 22 日	〃	安重福	さちこ	〃	〃
平 18 鳥取県臨 第 13 号	笠穴 1791	〃	平成 17 年 9 月 23 日	〃	安平照	てるやす ふく 2	〃	〃

鳥取県告示第 799 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 9 項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る内海中地区（第 3 工区）の換地処分を行ったので、同条第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県知事 片 山 善 博

労 働 委 員 会 告 示

鳥取県労働委員会告示第 2 号

鳥取県労働委員会事務局処務規程（平成 10 年鳥取県地方労働委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正し、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県労働委員会会長 太 田 正 志

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第 4 条関係）			別表（第 4 条関係）		
公印の種類	ひな形	寸法	公印の種類	ひな形	寸法
略			略		
調停委員長印	鳥取県労働委員会調停委員長印	21 ミリメートル平方	調停委員長印	鳥取県労働委員会調停委員長印	21 ミリメートル平方
あっせん員印	鳥取県労働委員会あっせん員印	15 ミリメートル平方			
個別労働関係紛争あっせん員印	鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員印	15 ミリメートル平方			
略			略		

公 告

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市用瀬町安蔵字宮ノ前地内から同市用瀬町別府字橋向地内まで及び同市河原町佐貫字若桑谷地内から同市河原町佐貫字大星地内まで）
- 3 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成 18 年 10 月 19 日
- 4 収用又は使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して 権利を有する 関係人			
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁 決手続の 開始を決 定した土 地の地積 (㎡)	使用の裁 決手続の 開始を決 定した土 地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の 登記記 録上の もの	現況	土地の 登記記 録上の もの	実測						
鳥取市 用瀬町 安蔵字 大林	1195	山林	山林	595	3,228.34	2,180.95	335.94	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり
鳥取市 用瀬町 安蔵字 大林	1195 - 1	山林	山林	1,256	8,407.06	552.01	110.29	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり
鳥取市 用瀬町 安蔵字 大林	1196 - 1	山林	山林	15,114	25,446.89	1,184.21	1,885.27 718.63	別記 2 のとおり	別記 2 のとおり	別記 2 のとおり	別記 2 のとおり
鳥取市 用瀬町 安蔵字 大林	1197	山林	山林	10,578	24,830.39	—	1,859.52 2,481.24	別記 3 のとおり	別記 3 のとおり	別記 3 のとおり	別記 3 のとおり

鳥取市 用瀬町 安蔵字 大林	198	山林	山林	4,958	23,666.89	—	910.33 1.11	別記 4 のとおり	別記 4 のとおり	別記 4 のとおり	別記 4 のとおり
鳥取市 用瀬町 安蔵字 大林	1207	山林	山林	5,950	14,899.16	—	296.56	別記 5 のとおり	別記 5 のとおり	別記 5 のとおり	別記 5 のとおり
鳥取市 用瀬町 安蔵字 大林	1208	山林	山林	3,702	9,033.02	—	1,772.82 2,252.23	別記 5 のとおり	別記 5 のとおり	別記 5 のとおり	別記 5 のとおり

備考 使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積欄が 2 段書きのものは、同一の土地の別々の 2 箇所を使用するものである。

別記 1

土地所有者

永田 義裕 鳥取県鳥取市用瀬町安蔵 341

土地に関して権利を有する関係人

山正建設有限会社 鳥取県鳥取市河原町長瀬 28
 原野 稔 東京都品川区戸越四丁目 6-3
 富成 孝子 千葉県松戸市小金きよしヶ丘一丁目 15-1
 ヴェラハイツ小金 310 号
 西田 寿美子 鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1
 西田 正人 鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1
 株式会社 アスコ 鳥取県鳥取市南吉方一丁目 73
 松川 敏之 鳥取県鳥取市雲山 214-17
 小林 徹也 鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩 790-3
 西田 ゆかり 鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1
 西村 恵子 鳥取県鳥取市的場四丁目 58
 山田 玲子 鳥取県鳥取市国府町稲葉丘三丁目 326-2
 朴 宏克 鳥取県鳥取市富安二丁目 144
 李 恵子 鳥取県鳥取市富安二丁目 144
 木下 広明 京都府京都市右京区西院久田町 130
 厚生労働省 鳥取県鳥取市扇町 176
 (鳥取社会保険事務所)

別記 2

土地所有者

足立 義明 鳥取県岩美郡岩美町大字真名 374
 山田 厚介 鳥取県鳥取市国府町稲葉丘三丁目 326-2

土地に関して権利を有する関係人

山正建設有限会社 鳥取県鳥取市河原町長瀬 28
 原野 稔 東京都品川区戸越四丁目 6-3

富成 孝子	千葉県松戸市小金きよしヶ丘一丁目 15-1 ヴェラハイツ小金 310 号
西田 寿美子	鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1
西田 正人	鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1
株式会社 アスコ	鳥取県鳥取市南吉方一丁目 73
松川 敏之	鳥取県鳥取市雲山 214-17
小林 徹也	鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩 790-3
西田 ゆかり	鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1
西村 恵子	鳥取県鳥取市の場四丁目 58
山田 玲子	鳥取県鳥取市国府町稲葉丘三丁目 326-2
朴 宏克	鳥取県鳥取市富安二丁目 144
李 恵子	鳥取県鳥取市富安二丁目 144
木下 広明	京都府京都市右京区西院久田町 130
厚生労働省	鳥取県鳥取市扇町 176 (鳥取社会保険事務所)
中国日産ディーゼル株式会社	広島県広島市中区吉島新町一丁目 28-15

別記 3

土地所有者

勝原 毅	鳥取県鳥取市興南町 86
中尾 直昭	鳥取県鳥取市栗谷町 70-2
中尾 廣太郎	鳥取県鳥取市古市 293

土地に関して権利を有する関係人

山正建設有限会社	鳥取県鳥取市河原町長瀬 28
原野 稔	東京都品川区戸越四丁目 6-3
富成 孝子	千葉県松戸市小金きよしヶ丘一丁目 15-1 ヴェラハイツ小金 310 号
西田 寿美子	鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1
西田 正人	鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1
株式会社 アスコ	鳥取県鳥取市南吉方一丁目 73
松川 敏之	鳥取県鳥取市雲山 214-17
小林 徹也	鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩 790-3
西田 ゆかり	鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1
西村 恵子	鳥取県鳥取市の場四丁目 58
山田 玲子	鳥取県鳥取市国府町稲葉丘三丁目 326-2
朴 宏克	鳥取県鳥取市富安二丁目 144
李 恵子	鳥取県鳥取市富安二丁目 144
木下 広明	京都府京都市右京区西院久田町 130
厚生労働省	鳥取県鳥取市扇町 176 (鳥取社会保険事務所)

別記 4

土地所有者

永田 市郎	鳥取県鳥取市用瀬町安蔵 341
佐々木満都子	鳥取県鳥取市用瀬町用瀬 374

竹部 葉子 大阪府枚方市中宮西之町 1-35

土地に関して権利を有する関係人

山正建設株式会社 鳥取県鳥取市河原町長瀬 28

原野 稔 東京都品川区戸越四丁目 6-3

富成 孝子 千葉県松戸市小金きよしヶ丘一丁目 15-1

ヴェラハイツ小金 310 号

別記 5

土地所有者

永田 市郎 鳥取県鳥取市用瀬町安蔵 341

土地に関して権利を有する関係人

山正建設株式会社 鳥取県鳥取市河原町長瀬 28

原野 稔 東京都品川区戸越四丁目 6-3

富成 孝子 千葉県松戸市小金きよしヶ丘一丁目 15-1

ヴェラハイツ小金 310 号

西田 寿美子 鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1

西田 正人 鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1

株式会社 アスコ 鳥取県鳥取市南吉方一丁目 73

松川 敏之 鳥取県鳥取市雲山 214-17

小林 徹也 鳥取県鳥取市用瀬町鷹狩 790-3

西田 ゆかり 鳥取県鳥取市河原町曳田 10-1

西村 恵子 鳥取県鳥取市市場四丁目 58

山田 玲子 鳥取県鳥取市国府町稲葉丘三丁目 326-2

朴 宏克 鳥取県鳥取市富安二丁目 144

李 恵子 鳥取県鳥取市富安二丁目 144

木下 広明 京都府京都市右京区西院久田町 130

厚生労働省 鳥取県鳥取市扇町 176

(鳥取社会保険事務所)

平成 18 年 10 月 13 日に実施した第 35 回採石業務管理者試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県知事 片 山 善 博

受験番号 302 305

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 10 月 31 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び予定数量

県営住宅火災警報器 11,473 基

(2) 予定数量の内訳及び納入場所

予定数量の内訳及び納入場所は、次のとおりとする。なお、詳細は入札説明書による。

ア 平成 18 年度調達分 3,847 基

(ア) 東部地区 18 団地 1,841 基

(イ) 中部地区 8 団地 627 基

(ウ) 西部地区 3 団地 1,379 基

イ 平成 19 年度調達分 3,817 基

(ア) 東部地区 24 団地 1,794 基

(イ) 中部地区 12 団地 707 基

(ウ) 西部地区 18 団地 1,316 基

ウ 平成 20 年度調達分 3,809 基

(ア) 東部地区 15 団地 1,871 基

(イ) 中部地区 9 団地 635 基

(ウ) 西部地区 10 団地 1,303 基

(3) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(4) 納入期間

契約日から平成 21 年 3 月 31 日(火)まで

(5) 入札方法等

入札書に記載する金額は、県営住宅火災警報器 1 基当たりの単価（取付費その他の諸経費を含む。）とする。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 162 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が機械器具類の諸機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 18 年 11 月 17 日（金）午後 5 時までに 4 の（1）の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 18 年 10 月 31 日（火）から同年 12 月 12 日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220
鳥取県総務部庶務集中局物品調達室
電話 0857-26-7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成 18 年 10 月 31 日 (火) から同年 11 月 10 日 (金) までの午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成 18 年 11 月 10 日 (金) 午後 2 時
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県庁第 2 会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。) により、(1) の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 18 年 12 月 12 日 (火) 午後 2 時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県庁第 2 会議室 (鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 18 年 11 月 24 日 (金) 午後 5 時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し、3 の契約担当部局から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として 1 の (5) で定める金額に 1 の (1) の予定数量を乗じた金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則 (昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。) 第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。) 第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱 (昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号) 第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として 1 の (5) で定める金額に 1 の (1) の予定数量を乗じた金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 11,473 Fire Alarms for Prefectural Housing

(2) November 24, 2006 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 12, 2005 2 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders

December 12, 2005 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services , Bureau of Finances and Accounts , General Affairs Department Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan TEL : 0857-26-7432